

神戸総合医療専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 委員会の設置、審議事項等（第6条～第14条）
- 第3章 ハラスメントに起因する問題への対応（第15条～第17条）
- 第4章 学校長への報告義務（第18条）
- 第5章 その他（第19条～第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除をはかることによって、学生等や教職員の修学・就労における環境等を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則は本校の学生等と教職員に適用される。又、学外者においても本校の学生等や教職員との間において本規則が準用される。

- 2 「学生等」には、本校に籍又は身分を有するものが含まれる。「教職員」には、教員、事務職員及び非常勤講師（いずれも有期雇用及び時間雇用の者を含む。）を指す。
- 3 この規則において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる人格権を侵害する行為の総称をいう。

（1） セクシュアルハラスメント

相手の意に反した、性的な言動によって相手を不快にされる行為。

（2） ソーシャルメディアハラスメント

ソーシャルネットワーキングサービス（LINE、Twitter や Facebook など）のソーシャルメディア上で行われるハラスメント行為。

（3） アカデミックハラスメント

- ① 学生等と教職員、教職員間において、職務上の地位（役職その他の就労上や就学上の上下等の関係）を不当に利用して学生等、又は他の教職員に対して修学・就労環境を害する不適切な言動。
- ② 職務上の地位に基づいて指導、評価を行うなどの職務上の権限を不当に利用して他の学生等又は教職員に対して教育上又は就学上の環境を害する不適切な発言や行動。なお、職務上の地位や権限に基づくもの以外で、教職員間や学生間において、先輩が後輩に対し、或いは上級生が下級生に対し、その地位や力関係を不当に利用して教育上の環境又は学生等の修学上の環境を害する言動も含まれる。

(4) パワーハラスメント

- ① 教職員間において、職務上の地位（役職その他の就労上の上下等の関係）を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動。
- ② 職務上の地位に基づいて命令を発するなどの職務上の権限を不当に利用して他の教職員に対して就労上の不適切な言動。

(5) その他のハラスメント

前4号に規定するハラスメントに準ずる行為をいう。

4 この規則において、「ハラスメントに起因する問題」とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) ハラスメント行為のため、学生等及び教職員の修学・就労上の不利益を受ける可能性があること。
- (2) ハラスメント行為のため、学生等及び教職員の修学・就労環境が害されること又は害される可能性があること。

(学生等及び教職員の責務)

第3条 学生等及び教職員はこの規則に従い、ハラスメントの防止と排除に努めるとともにハラスメントに起因する問題の解決のために協力しなければならない。

- 2 学生等及び教職員は、ハラスメントに関する相談（以下「相談」という。）又はハラスメントに起因する問題の解決のため、虚偽の申出及び隠蔽を行ってはならない。
- 3 学生等及び教職員は、ハラスメントの防止又は対応のために講じられる必要な措置を妨害してはならない。
- 4 学生等及び教職員は、本校で実施するハラスメントの防止に関する研修会等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(学校長の責務)

第4条 学校長は、本校におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への対応を統括し、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、第7条及び第10条に規定するハラスメント防止委員会及びハラスメント調査委員会に必要な措置を適切かつ迅速に講じるように指示しなければならない。

(学生等及び教職員の権利)

第5条 学生等及び教職員は、修学及び就労に際してハラスメントによる被害を受けた場合は、適切かつ迅速な対応を学校長に要請する権利を有する。

第2章 委員会の設置、審議事項等

(相談担当者)

第6条 本校はハラスメント防止等を推進し、すべての教職員が相談担当者として対応する。

(ハラスメント防止委員会の設置)

第7条 ハラスメント防止等を推進するため、教職員数名で構成されたハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

（ハラスメント防止委員会の組織等）

第8条 防止委員会は、次に掲げる委員で組織し、委員長及び副委員長は委員の互選により選ばれる。

- (1) 各学科教員及び事務職員から選任された者。
- (2) 委員長が必要と認めた者。

2 その他委員が必要に応じて役員を決める。

（ハラスメント防止委員会の対応体制等）

第9条 防止委員会は、次の事項を行う。

- (1) 第17条に規定するハラスメント相談室において、相談者への助言・指導。
- (2) 必要に応じて学校長への報告。
- (3) ハラスメントの防止と対応に関する啓発活動。
- (4) ハラスメントの防止と対応に関する理解の増進。
- (5) ハラスメントの防止と対応に関する研修。

（ハラスメント調査委員会の設置）

第10条 重大なハラスメントに起因する問題が発生したとき、防止委員会が必要と判断し、学校長が必要と認めたとき、ハラスメント調査委員を任命し、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（ハラスメント調査委員会の組織等）

第11条 調査委員会に委員長を置き、委員長には学校長が指名する教職員をもって充てる。

（ハラスメント調査委員会の対応体制等）

第12条 調査委員会は、防止委員会の報告を受けて次の対応を行う。

- (1) 当該ハラスメントに関する相談者への調査及び学校長への報告。
- (2) 当該ハラスメントに関する行為者への調査及び学校長への報告。
- (3) 学校長裁定結果を相談者及び行為者に通知及び異議申立てについての説明。
- (4) ハラスメントに起因する問題が発生したとき、学生等及び教職員の修学環境又は就労環境の改善。
- (5) 学校長が当該調査委員会に依頼した事案への対応。
- (6) その他、ハラスメント防止等に関する重要事項への必要な対応。

（学校長が対応する事案）

第13条 学校長が対応する事案は、次のとおりとする。

- (1) 調査委員会の設置。
- (2) 調査委員会委員長の指名。
- (3) 調査委員会の報告に基づく裁定。
- (4) 異議申立てについての対応。

(報告の義務)

第14条 防止委員会で学校長への報告が必要と判断されたとき、防止委員会委員長は直ちに学校長へ報告しなければならない。

第3章 ハラスメントに起因する問題への対応

(相談担当者の任務等)

第15条 相談への対応は、本規則及びハラスメント相談マニュアルに準拠して行う。

- (1) 相談者からの相談は、原則として複数の相談担当者で対応しなければならない。
- (2) 相談担当者は、相談者の立場やその置かれた状況を十分留意し、相談者に適切かつ必要な助言を与える。
- (3) 相談者が、防止委員会等にハラスメントとして申立てることを希望する場合には相談内容と相談者の希望する対応を確認の上、当該事案を管轄する防止委員会に報告しなければならない。

(ハラスメント防止委員会の対応)

第16条 防止委員会における対応は、適切かつ迅速に行わなければならない。

- (1) 防止委員会は、相談者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。
- (2) 防止委員会における対応は、相談が開始された日から2ヶ月以内に終了することを原則とする。ただし、止むを得ない事情により、2ヶ月以内に対応を終了しない場合は、その理由を防止委員会委員長に報告するとともに相談者に事情を説明しなければならない。
- (3) 相談担当者及び防止委員会の委員は、対応が終了した時点で、防止委員会委員長に報告しなければならない。
- (4) 防止委員会委員長は必要な場合、学校長に報告を行い必要な措置をとることを要請することができる。
- (5) その他、防止委員会における対応に関しての必要な事項は、防止委員会が定める。

(ハラスメント相談室の設置)

第17条 ハラスメント防止委員会では、学生等及び教職員からの相談に対応するため、ハラスメント相談室を設置する。

第4章 学校長への報告義務

(ハラスメントに起因する問題に対応した場合の学校長への報告)

第18条 防止委員会委員長は、ハラスメントに起因する問題に対応したとの報告を受けた場合、相談者の意向を尊重し必要に応じて学校長に文書で報告する。

第5章 その他

(学生等及び教職員への説明)

第19条 学校長は、修学環境又は就労環境の深刻な悪化を伴う事案については、学生等及び教職員に対し直接説明し信頼を回復するよう努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第20条 相談担当者、防止委員会委員は、相談及びハラスメントに起因する問題への対応に当り、当該相談及び対応に係る関係者のプライバシー、名誉その他の人権を保護するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 相談及び対応に係る関係者は、防止委員会又は調査委員会等による面談等において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 学校長及び全教職員、学生等は、相談の申出、当該相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに起因する問題への対応に関して正当な対応をした学生等及び教職員に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。

(欠格事由)

第22条 相談担当者及び防止委員会委員又はハラスメントに起因する問題への対応とそれらの手続に関わる者が、相談者又は行為者となった場合には、当該事案についてその適格性を失う。

(記録の保管)

第23条 相談担当者及び防止委員会委員は、相談への対応に当たって作成したすべての文書等を防止委員会で厳重に保管を行う。

(規則の遵守義務)

第24条 相談及びハラスメントに起因する問題への対応において、この規則に違反した者は、学校長より厳重注意を受ける。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成29年10月1日より施行する。
- 2 この規則の施行の日以降、随時、ハラスメント防止委員会によって検討を行う。

附 則

この規則は平成30年12月1日より施行する。